

大震災復旧・復興対策調査特別委員会専門部会運営要領

(趣旨)

第一条 この要領は、大震災復旧・復興対策調査特別委員会設置要綱第三条に規定する専門部会（以下「専門部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会の名称、定数及び調査項目等)

第二条 専門部会は次のとおりとする。

名 称	調 査 項 目	定 数
生活再建支援専門部会	被災者の生活再建支援に関する諸施策について	十一
地域権限強化専門部会	復旧・復興に向けての地域権限の強化に関する諸施策について	十一
防災ネットワーク専門部会	防災ネットワークの再構築に関する諸施策について	十一
地域産業復興専門部会	地域産業の復興と雇用対策に関する諸施策について	十一
再生可能エネルギー専門部会	再生可能エネルギーと地域づくりに関する諸施策について	十一

2 調査項目に基づく詳細等については、専門部会で定める。

3 調査を行った結果については、大震災復旧・復興対策調査特別委員会に報告するものとする。

(専門部会員の任期)

第三条 専門部会員の任期は、選任の日から専門部会が調査を行った結果を委員会に報告したときまでとし、閉

会中も調査を行うことができるものとする。ただし、委員会が専門部会における調査終了の決定をした場合はこの限りではない。

(専門部会員の選任)

第四条 専門部会員（以下「部会員」という。）は、委員長が会議に諮って指名する。

(専門部会長の議事整理、秩序保持権)

第五条 専門部会長（以下「部会長」という。）は、専門部会の議事を整理し、秩序を保持する。

(部会長の職務代行)

第六条 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長が部会長の職務を行う。

2 部会長及び副部会長とともに事故があるとき又は部会長及び副部会長がともに欠けたときは、部会長のあらかじめ指定する部会員がその職務を行う。

(招集)

第七条 専門部会は、部会長が招集する。

2 部会員の定数の半数以上の者から調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、部会長は、専門部会を招集しなければならない。

(その他)

第八条 専門部会の定足数、専門部会の公開、専門部会への資料提出及び出席説明の要求、専門部会への参考人の出席、専門部会の記録については、委員会条例第十五条、第十八条、第二十条、第二十七条及び第二十八条の規定を準用する。